

平成30年 第1回

南会津地方環境衛生組合議会  
定例会  
会 議 録

南会津地方環境衛生組合議会

平成 30 年第 1 回南会津地方環境衛生組合議会定例会

議事日程

平成 30 年 2 月 23 日（金曜）午前 9 時 55 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 3 号から議案第 14 号を一括上程（管理者提案理由の説明）
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 3 号 南会津地方環境衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 4 号 南会津地方環境衛生組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 5 号 南会津地方環境衛生組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 6 号 南会津地方環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 7 号 南会津地方環境衛生組合行政不服審査会条例
- 日程第 10 議案第 8 号 南会津地方環境衛生組合情報公開条例
- 日程第 11 議案第 9 号 南会津地方環境衛生組合個人情報保護条例
- 日程第 12 議案第 10 号 南会津地方環境衛生組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
- 日程第 13 議案第 11 号 南会津地方環境衛生組合監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例
- 日程第 14 議案第 12 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 日程第 15 議案第 13 号 平成 29 年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 14 号 平成 30 年度南会津地方環境衛生組合一般会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 出席議員（13名）

1番	大桃	英樹	議員	2番	小玉	智和	議員
3番	齋藤	邦夫	議員	4番	湯田	良一	議員
5番	室井	亜男	議員	6番	楠	正次	議員
7番	鈴木	好行	議員	8番	星	光久	議員
9番	小椋	淑孝	議員	10番	菅家	幸弘	議員
11番	佐藤	勤	議員	12番	鈴木	征	副議長
13番	五十嵐	司	議長				

## 欠席議員（なし）

## 説明のための出席者

星	學	管	理	者	大宅	宗吉	副	管	理	者		
菅家	三雄	副	管	理	者	室井	竜典	会	計	管	理	者
渡部	啓一	事	務	局	長	阿久津	正治	総	務	課	長	
阿部	妙子	総	務	課	長	補	佐					
書	記											
大塚	晃司	財	政	係	副	主	査					

開会 午前9時55分

○五十嵐 司 議長 おはようございます。

定刻前ではございますが、全員お揃いですので。

---

◇

◎開会の宣告

○五十嵐 司 議長 ただいまから平成30年第1回南会津地方環境衛生組合議会定例会を開会  
します。

---

◇

◎開議の宣告

○五十嵐 司 議長 これから本日の会議を開きます。

---

◇

◎議事日程の報告

○五十嵐 司 議長 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

ここで議長から申し上げます。これから議題となります議案等の審議につ  
いては会議規則第47条の規定によって、質問の回数が3回と規定されてお  
りますので、簡潔に質問されるよう、ご協力方よろしくお願いをいたします。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○五十嵐 司 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条規定によって、

5番 室 井 亜 男 君

6番 楠 正 次 君 を、指名します。

---

◇

## ◎会期の決定

○五十嵐 司 議長 日程第2、会期の決定について。を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日限りの1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

---

◇

## ◎議案第3号から議案第14号を一括上程

○五十嵐 司 議長 日程第3、議案第3号から議案第14号まで一括上程します。

本案について管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者星學君。

○星 學 管 理 者 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成30年第1回、南会津地方環境衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともに大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、当組合も統合より6年が経過しようとしております。業務運営に関しましては、現在順調に運営がされているところであります。また、地域住民の生活環境の向上のための事業活動が円滑に推進するよう努力していく所存でありますので、よろしく願いいたします。

更に、業務体系は、少しずつ変化を伴い、それぞれの地域に合った業務体系へと変更をし、地域住民の方々に不便をかけることの無いよう業務を進めてまいりますので、これからも議員の皆様方からのご指導、ご協力をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日提案いたします議案について、ご説明を申し上げたいと思います。

議案第3号、南会津地方環境衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は訪日外国人観光客等の増加に伴い、宿泊料金が高騰している実態を踏まえ、南会津町と同様の取扱いとするため宿泊料を見直すものです。

次に議案第4号、南会津地方環境衛生組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は南会津地方環境衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の改正に伴い管理者等の宿泊料を見直すものであります。

次に議案第5号、南会津地方環境衛生組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は南会津地方環境衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の改正に伴い南会津町と同様の取扱いとするため宿泊料を見直すものであります。

次に議案第6号南会津地方環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大する等のため所要の改正を行うものであります。

次に議案第7号、南会津地方環境衛生組合行政不服審査会条例についてご説明を申し上げます。

本案は行政不服審査法の施行に伴い、審査請求に対する裁決の公正等を諮問する第三者機関を設置するために、本条例を新たに制定するものです。

次に、議案第8号、南会津地方環境衛生組合情報公開条例についてご説明申し上げます。

本案は住民の公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供の推進に関し必要な事項を定めるため新たに制定するものであります。

次に議案第9号、南会津地方環境衛生組合個人情報保護条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、個人情報の適切な取扱いの確保に関し必要な条項を定めるとともに、住民の権利利益を保護するために、個人情報保護条例を新たに制定するものであります。

次に、議案第10号、南会津地方環境衛生組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、行政不服審査会条例、情報公開条例及び個人情報保護条例の施行に伴い、各条例に定める審査会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償を定めるため、南会津地方環境衛生組合の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止し、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例として新たに制定するものであります。

次に議案第11号、南会津地方環境衛生組合監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本案は、南会津地方環境衛生組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を新規制定するにあたり、監査委員の報酬及び費用弁償を同条例に組み込むため廃止するものです。

次に、議案第12号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、行政不服審査法の施行に伴い関連する条例の一部を改正し整備するものであります。

次に議案第13号、平成29年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)についてご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額はそのままとし、予備費による調整とさせていただきます。

まず第3款、衛生費の清掃総務費につきましては、共済費で221,000円の減額、賃金で1,564,000円減額し、150,492,000円とするものであります。

次にし尿処理費につきましては、需用費で2,947,000円追加、委託料で406,000円を減額し、162,945,000円とするものです。

次に、ごみ処理費につきましては、需用費で2,500,000円追加、委託料で604,000円減額し、497,260,000円とするものです。

続きまして、第4款の予備費で2,652,000円の調整を行い、補正後の額を

16,183,000円とし、歳出総額は補正前と変わらず、982,603,000円とするものであります。

次に、議案第14号、平成30年度南会津地方環境衛生組合一般会計予算についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出の総額はそれぞれ1,034,420,000円とし、前年度の当初予算に比較しまして、59,712,000円の増であります。

それでは、歳入についての概要を、ご説明申し上げます。

まず、分担金及び負担金は939,693,000円で、前年度当初予算に比較して59,834,000円の増であります。

次に使用料及び手数料は62,122,000円で、前年度に比較して、170,000円の増であります、

なお、その主な内容は、斎場使用料で141,000円の増額、収集運搬許可手数料で、54,000円の増額、し尿処理手数料で427,000円の増額、ごみ処理手数料で452,000円の減額となっております。

次に財産収入は10,000円で財政調整基金の利息分であります。

次に繰越金につきましては10,000,000円を計上いたしました。

次に諸収入につきましては、2,597,000円で、歳計現金運用利子を3,000円見込み、雑入では2,594,000円を見込み計上した結果、前年度に比較して280,000円の減であります。

よって、歳入合計は1,014,422,000円で、前年度に比較して59,712,000円の増であります。

つづいて、歳出についての概要をご説明申し上げます。

まず、議会費につきましては、532,000円で前年度に比較して4,000円の増であります。

次に総務費は75,797,000円で前年度に比較して7,029,000円の減額となっております。

その主な内容といたしましては、退職にかかる異動によるものでございます。

次に、衛生費は火葬場、し尿処理施設、ごみ処理施設の人件費及び管理運営費として、928,093,000円で、前年度に比較して66,737,000円の増であり



ます。

その主な内容としましては、まず、保健衛生費で705,000円の増、清掃費で66,032,000円の増額分であります。

次に、予備費は前年度同様、10,000,000円を計上いたしました。

よって、歳出合計は、1,014,422,000円で、前年度に比較いたしまして、59,712,000円の増であります。

なお、構成町の厳しい財政状況ではありますが、平成30年度の当初予算につきましては、修繕費の新規事業といたしまして、し尿処理費で東部衛生センターの施設内天井照明器具が20年が経過し、故障しておりますことからLEDに更新するものです。

ごみ処理費で東部クリーンセンターのごみ焼却処理施設ダスト混錬機につきましては、18年が経過し劣化が激しく更新するものです。西部クリーンセンターの屋根補修につきましては、建設当時から24年が経過し、煙突からのばい煙等で腐食が進行していることから修理するものです。また、高圧引込ケーブル及び高圧進相コンデンサー取替については、電気保安協会からの指摘があり更新するものであります。また、噴射水加圧ポンプ及び機械冷却水ポンプにつきましては、10年が経過し圧力が低下いたしましたので、更新するものでございます。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐 司議長 これで、提案理由の説明を終わります。



### ◎一般質問

○五十嵐 司議長 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありませんでしたので、省略いたします。

---

◇

◎議案第3号 南会津地方環境衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○五十嵐司議長 日程第5、議案第3号、南会津地方環境衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎議案第4号 南会津地方環境衛生組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○五十嵐司議長 日程第6、議案第4号、南会津地方環境衛生組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番室井亜男君。

○5 番室井亜男議員 これ、4 も 5 も 6 もこれ議員報酬で費用弁償で、内容というものは外国人観光客の増加に伴い宿泊料を見直すというようなことで、4、5、6 とおなじようなことなのですが、どういようなところから外国人観光客の増加、確かに東京あたりさ行くと、ホテルに泊まって、朝飯、ご飯を食べているときに日本語の通じないものがだいぶ多いようには思いますけれども、どういような外国人の増加。そのためには宿泊料を上げる。どういようなことで、どういような風に上げるのか。この辺ちょっと、事務局の方でちょっと説明願います。

○五十嵐 司 議長 事務局長。

○渡部啓一 事務局長 ただ今の 5 番議員さんからのご質問にお答えいたします。

本件の宿泊料の改正につきましては、宿泊料の中で、甲地方と乙地方という 2 種類に分かれてございます。で、甲地方というのが、主に関東近辺の宿泊料の高い地域。こちらの分を指すものでございまして、乙地方がそれ以外の部分の地域の宿泊料ということで定めてございます。で、今回の改正につきましては、構成町であります南会津町さんの方で近隣町村並びに各地区等の宿泊料等調査した結果、南会津町の方がちょっと遅れていたというか、金額が低かった。ということで、まずは近隣町村に合わせるような形で改正を行うというものでございましたので、当組合につきましてもそれに合わせた形で改正を行ったものでございます。近年の外国人客というようなことは、一般報道でも報じられている通り、外国人結構多くなってございますので、その関係の絡みだと思えます。よろしくご理解のほど、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司 議長 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



**◎議案第5号 南会津地方環境衛生組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例**

○五十嵐司議長 日程第7、議案第5号、南会津地方環境衛生組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



**◎議案第6号 南会津地方環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例**

○五十嵐 司 議長 日程第8、議案第6号、南会津地方環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。



**◎議案第7号 南会津地方環境衛生組合行政不服審査会条例**

○五十嵐 司 議長 日程第9、議案第7号、南会津地方環境衛生組合行政不服審査会条例について。を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第8号 南会津地方環境衛生組合情報公開条例

○五十嵐 司 議長 日程第10、議案第8号、南会津地方環境衛生組合情報公開条例について。

を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番佐藤勤君。

○11番佐藤勤議員 議案書の10ページをご覧いただきたいと思います。

10ページの第5条で、（4）学校に在学するもの。この学校なのですから、年齢の関連とか、学校の種類とかそういうことはありませんか。各市町村もみな同じような文章だと思いますけれども、ちょっと疑問に思ったので質問いたします。

○五十嵐 司 議長 事務局長。

○渡部啓一事務局長 ただ今の11番議員さんからのご質問にお答えいたします。

この情報公開条例につきましてのご質問で、（４）番、組合区域内に存する学校に在学する者。というようなことで、条例では大きく区分されてございますが、こちら、まだちょっと規則の方、改正の方がちょっと途中なものですから、内容すべて把握はしてございませんが、そちらの方で定めるか、もしくは学校全般的なものと言うのか、ちょっと、これからはっきりすると思いますので、今のところ私の方でちょっと把握していない部分がございますが、いずれにしてもこの辺は明確にあると思いますので、よろしくご理解のほど、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司 議長 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。



## ◎議案第 9 号 南会津地方環境衛生組合個人情報保護条例

○五十嵐 司 議長 日程第11、議案第 9 号、南会津地方環境衛生組合個人情報保護条例について

て。を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。



**◎議案第10号 南会津地方環境衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例**

○五十嵐司議長 日程第12、議案第10号、南会津地方環境衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について。を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。



討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。



**◎議案第11号 南会津地方環境衛生組合監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例**

○五十嵐 司 議長 日程第13、議案第11号、南会津地方環境衛生組合監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例について。を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

○五十嵐司議長 日程第14、議案第12号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について。を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号 平成29年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）

○五十嵐司議長 日程第15、議案第13号、平成29年度南会津地方環境衛生組合一般会計補

正予算（第3号）について。を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第14号 平成30年度南会津地方環境衛生組合一般会計予算

○五十嵐 司 議長 日程第16、議案第14号、平成30年度南会津地方環境衛生組合一般会計予算について。を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番室井 亜 男 君。

○5番室井 亜 男 議員 まず1つ申し上げますが、管理者の提案理由の説明で、3分くらいの説明で、すすすすすすすすとやって、この一般会計の10億という膨大な予算を3分くらいの説明で終わって、我々どこを質問していいのか。ということがなかなか分からない。というのが実情でございます。まあ、そういうこと

で、打ち切られそうですから、手を挙げて質問をいたしますけれども、私たち下郷町の議会は議長がこのようにやった場合に1つずつ提案をいたしまして、各担当課長がきれいに説明をして、1つずつやって、それに対する質問というのがあるわけですが、ここは管理者が1度にかかってやって、ぱっとやって、3分くらいの説明で終わってしまうから、我々もなかなか質問の中身というのが、出来ないような状態が続いてございます。

そんなこと言ってもしょうがないでしょうから、申し上げますけれども、まず分担金の、歳入、分担金を申し上げます。組合分担金で、南会津町の分担金が昨年よりも、34,526,000円ほど増大になってございます。下郷町が17,160,000円、只見町さんが8,148,000円、昨年よりも負担金というものが、増えてございます。確かにこれだけの59,834,000円という全体的な予算が膨大しているわけですから、当然分担金も上がるのだな。とは思ってございますが、この分担金の増大した分で、南会津町さんが34,000,000のうちのごみ処理が38,000,000、昨年よりも、この負担金のごみ処理の方の負担金が増えているのですね。ちょっとこの分担金の中身というもの。ちょっと去年よりも、ごみ処理センターがこれだけ増えていますよ。し尿処理がこれだけ増えていますよ。火葬が増えています。各町村の分担金のがなの内容というものをお示しできれば1つ教えて頂きますようお願いを申し上げます。

それから、衛生手数料の中で、8ページ、ごみ処理手数料の中で、東部、西部に分けてございますが、西部の15,132,000円、出てございますが、この15,132,000円の分の中で、檜枝岐分が昨年から予算に計上してございますが、檜枝岐のごみを西部衛生組合に持ってきているようでございますが、その、この15,132,000円の中で檜枝岐分がどのくらい入っているのか。昨年と同じような単価だと思うのですが、どのくらい入っているのか。分かるならば1つ教えて頂きますようお願いを申し上げます。

私はこれで質問を終わります。

○五十嵐 司 議長 事務局長。

○渡部啓一 事務局長 ただ今の5番議員さんからのご質問にお答えいたします。

分担金につきましては、59,834,000円となってございますが、相当たる歳入歳出の増額分、これに大体見合った分にございまして、平成30年度、こ

この部分で、59,000,000、伸びたと、理由でございますが、まず、大きく申しまして、し尿処理施設、こちらの方の東部分で先ほど管理者の説明の中にもありましたが、修繕費とその他燃料費、ちょっと合わせまして、6,000,000円ほどの増額、それと、西部のし尿処理施設、こちらの方で3,500,000ほどの増額、それと、もう一件、ごみのほうが大きな増額でございます、西部のごみ処理施設、こちらの施設定期修繕、こちらの方と、あと、先ほど管理者からの提案理由にありました屋根の修繕費。こちらを合わせまして、50,000,000ほど増額になった理由でございます。

続きまして、予算書8ページのごみ処理手数料の檜枝岐の分でございますが、金額といたしまして、6,700,000ほどの収益で見込んでございます。

以上でございます。

○五十嵐 司 議長 5番室井 亜男 君。

○5番室井 亜男 議員 分かりました。1つだけ聞いておきたいのですが、檜枝岐の6,700,000だと、何トンくらい入っているのか。トン数で。多分59,000だと思ったのですが、これ割ればいいのか。59,000で。これだけ教えて頂きますようお願い申し上げます。

○五十嵐 司 議長 事務局 長。

○渡部 啓一 事務局 長 細かい数字につきましては、予算書の中で、予算見積りの中で示しているのですが、おおよそで言いまして120トン。こちらを例年見込んでおりまして、また、檜枝岐さんからの申請の方も120トンで来ておりますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司 議長 よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

12番 鈴木 征 君。

○12番 鈴木 征 議員 7ページの歳入、組合の分担金であります。まあ、先ほど5番さんが申されましたけれども、当組合は管理者の提案理由の説明で即質問ということになるわけですが、それはそれなりとして、7ページの歳入の、今室井議員が申されましたように、南会津町も昨年よりは増えている。只見町は去年は2千4億とんで4,000,000、これを、ここに説明欄にありますけれども、議会、総務、火葬、し尿処理、ごみ処理とありますが、そのごみ処理の搬入が多い

から、今年は伸びたのだ。と私は理解しておりますが、し尿処理もその通りトン数が多い、火葬は何体火葬された人が多いから増えたのだ。ということなのですけれども、議会総務費という中で、それぞれ、おそらく人口比ではないかな。という風に私思うのだけれども、その人口は、毎年、今年30年の場合は29年の人口なのか。それとも国勢調査。27年の10月に国勢調査に基づいた人口の割合でこの数字を示されているのでなかろうかな。という風に思うのですけれども、私この増減は、ごみなら搬入、し尿処理の場合だとトン数と、火葬なら何体と増えることによって、減ることによって、増減が変わるのだらうと思うのですが、まあ、人口割合は昨年と同じように見受けたものですから、おそらく27年の国勢調査でおやりになったのかな。と確認したいのですが、いかがでしょうか。

○五十嵐 司 議長 事務局長。

○渡部啓一 事務局長 ただ今の12番議員さんからのご質問にお答えいたします。

当組合の分担金の割合でございますが、人口割りにつきましては、規約の方に載っております直近の国勢調査の結果によるということでございまして、今回使用いたしましたのが、平成27年度の国勢調査に基づく結果表を基に人口割りで出したものでございます。

以上でございます。

○五十嵐 司 議長 12番鈴木征君。

○12番鈴木征 議員 これは、今局長から説明ありましたが、管理者が提案理由の説明をし、管理者の説明というのは大まかな部分を申されて、後は款項目ごとに予算等の説明は管理者が説明していただければ、私どもも、その年のことはその年で理解できて、対応していかれるわけですが、やっぱり是非とも室井議員おっしゃったように、担当課長、町村なら担当課長ですけれども、当組合は事務局長が説明されるように希望いたしまして質問を終わります。

○五十嵐 司 議長 他に質問ございませんか。

はい。

一回途切れたものを同一議題で2回はちょっと。

一回他の人、入っているからね。続けての3回はいいのですけれども、一回途切れちゃっているあれですから。

じゃあ、議長の特別許可で許します。

○5番室井亜男議員　ちょっと今、11番さんが言われたとおりに気が付いたのですが、分担金のところで、南会津町分担金が、議会・総務のところでは昨年よりも4,000,000円程減っているのです。下郷町分担金の議会・総務費で昨年よりも10,000,000、13,000,000、15,000,000くらい減っているのです。只見町さんが、やはり1,000,000ほど減っている。この、減っている理由ですか、議会・総務、分かりますか。減っているでしょう。これ実際は。後はこのごみ処理の方だとか、そういうのは増えてはいますが、議会・総務費の方は減っているのです。昨年より。この理由を一つ教えてくださいようお願いします。

○五十嵐 司 議長　事務局長。

○渡部啓一事務局長　5番議員さんのご質問にお答えいたします。

議会費、総務費に関しましては、議員さん仰せのとおり、人口割りで算出しております。歳出の金額、これに人口割合、こちらを積算いたしまして、出した数字でございます。ですので、総務費の支出の金額が下がったということございまして、それを人口割りで割りまして、ただ今お話の、南会津で4,000,000、下郷で1,500,000ほど、只見町で1,100,000ほどの減額になったものでございます。総務費の減額につきましては、職員の退職に伴う、人件費の削減でございまして、削減といえますか、人件費の減でございまして、そちらによるものでございますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司 議長　他に質疑ありませんか。

6番楠正次君。

○6番楠正次議員　それでは15ページの11節にあります、中ほどの施設定期整備及び修繕で90,716,000円とあります。その下の部分も含めてであります、整備及び修繕という、この整備と修繕というのはどのような内容で、契約の方法等説明いただきたいと思っております。

それから、16ページでも、11節の施設定期修繕（前期・後期）で170,000,000円挙がっております。その下の粗大というものもあります。この内容説明をお願いいたします。

それからその11節の一番下、次のページになりますけれども、緊急対策用修繕費。緊急対策というのは、わたしも初めてなので、予備費で対応できる代物ではないのかなという、これまでもこれくらいの金額が緊急で毎年毎年あったから設けているのか。

以上3点伺いたいと思います。

○五十嵐司議長 事務局長。

○渡部啓一事務局長 ただ今の6番議員さんからのご質問にお答えいたします。

まず、予算書15ページの修繕費でございますが、こちらの文言でございますが、定期点検及び修繕、こちらの中身でございますが、以前、各施設とも当初、点検整備と修繕というような形で2項目に分かれていた経緯がございます。で、金額がほぼ同額の金額で、かなりの金額取られていた状況でございますが、実際問題修繕する時に、その箇所を開いて見るのですが、その他に、新たに同じようなところを開いて、ここは施設大丈夫だな。という点検が入るわけです。それが2重に取られているんじゃないか。ということで、組合内担当者、協議いたしまして、これを一つの業務に。実際開いて、点検しながら修繕をする。そういった形の方が効率がいいだろう。また、経費の方も削減できるだろう。期間も短くなるだろうということで、検討いたしまして、各メーカーの方にそのような形での修繕をお願いします。と言って、進んできた経緯がこの整備及び修繕というような名称になった。というものでございます。で、各施設ごとのそういった定期修繕等々、そちらもすべて同じ内容でございますが、以前はやはり、点検と整備、修繕、こちらが別々になっていたものでございますので、これを合わせて、経費削減のために実施したというのが始まりでございますが、そのようなことで、そのような内容の修繕を例年繰り返しということで実施しております。

それと、17ページ、こちらの緊急対策用修繕費。こちらでございますが、当初、予備費充当なり、そういったもので対応してございましたが、かなり急を要する部分がございますが、修繕を予備費充当するまでの間、延ばすわけにもいかない状況がかなり発生してございましたので、予算査定の段階で構成町の担当課長さんをお願いして、緊急修繕というような形で例年、大体およそこれくらい実施しているというものを予算化させていただいたもので



ございます。やはり、例年ごみ処理費の中で500万ほど計上してございますが、こちらでちょっと間に合わないくらいの緊急修繕が出ている部分がございます。施設の関係上、止めるわけにはいきませんので、直ちに対応していただいて、修繕をしている部分でございますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○五十嵐 司 議長 6 番楠正次君。

○6 番楠正次議員 今、最後の部分はわかりました。

先の答弁いただいた部分になりますが、整備および修繕。これを一つの事件として、というかやることによって、経費節減であり、まあ当然、点検だけに膨大なお金がかかって、また、修繕の場合にまた同じように開いてというよりも、開いてダメだった場合はそのまま修繕してもらいましょう。ということだったのだろう。という風に思います。そのことは何年くらいから続いていたのか。こういう風に改善されたのは。それで、以前と比較したら、何パーセントとか、何十パーセントとか、分かりましたら軽減された部分があればお聞きしたいと思います。

あともう一点、先ほど言ったのですけれど、修繕及び整備、これの契約はどのようにされているのか。というのを先ほどしたつもりですけれど。

○五十嵐 司 議長 事務局長。

○渡部啓一事務局長 6 番議員さんからのご質問にお答えいたします。

修繕関係の内訳でございますが、この東部クリーンセンターですと、建設して3年目くらいから、そのような形で実施してございます。修繕費が30,000,000かかれば、点検費も30,000,000。同額くらいの金額がかかっておりましたので、それをなんとか修繕費だけで点検等、修繕を済ませる。というような内容に近づけたものでございます。なので、単純に言って半額。というような形で、修繕費ができましたので、それ以降はそのような形で進めてございます。で、東部のし尿処理施設関係は、東部クリーンセンターより古いのでございますが、そちらの方も合わせて同じような形で実施するようにとのことで、メーカーと協議いたしまして、それ以降は同じ形で実施してございます。

それと、ただ今の修繕関係でございますが、こちらにつきましては、随意

契約で進めている部分が大半でございます。で、一般競争入札にできるものは全て実際してございます。できないもの、この間議員さん方視察していただいておりますが、ああいった理由でございます、なかなか入札に持ち込めない。というのが実情でございます。

以上でございます。

○五十嵐 司 議長 他に質疑はございませんか。

12番鈴木征君。

○12番鈴木征議員 11ページの真ん中辺にあります備品費、199,000円。事務費、事務用のパソコン3台、これについて申し上げるわけではありませんが、これについての関連で申し上げたいのですけれども、当組合の議場にそれぞれの議員の前に卓上マイクというか、放送設備がないのですよね。そこになにか聞けるがなあんだし、声大きく出さなくても、声は聞こえますけれども、やっぱりあの、放送するべき。そうでないと、衛生組合の会議規則の43条に馴染まないのではなかろうかなと、いう風に思うのです。やはりあの、会議規則の47条で議長は一般質問等とか3回とおっしゃいましたけれども、同一の議案を出すわけですから、後になろうが先になろうが3回は可能だと思うのです。その辺もやはり検討してもらいたいなど。やはりあの1回で3回質問するには、相当勉強してこなければ質問できませんから、回答を得て、質問をするということになるわけですから。是非とも放送施設、設備を今年でなくてもいいから、今年の3月で私は終わりだけでも、どうなるか分かりませんが、やはり、卓上のマイクのポンと押すと、同時に押した場合、押した場合、それ挙手よりも、12番鈴木と言って、押した人が先になるのですよ。そのことをちゃんと43条の会議規則でうたっているのです。是非ともまあ、この備品の関連でパソコンは私、異議ありませんが、備品費の関連で申し上げたことを実現していただきたいなという風に思います。

○五十嵐 司 議長 事務局長。

○渡部啓一事務局長 ただ今の12番議員さんのご質問にお答えいたします。

当衛生組合、議会の方、私が参った当時から外部スピーカーの放送というのは実施してございませんでした。マイク等が設置してありましたのは、議事録収録のための録音でそれだけに使っていたものでございまして、当時から

らそういったスピーカー等を利用した議会というのを実施しておりませんでしたので、私の方もこういった広い議場になることも想定してございませんでしたが、今後に関しましても、これ以上大きな議場にはならないのかな。というようなことも思いますので、先ほどの質問の関係の事項につきましては、今後議長さんなり議会との協議の中で緩和した形での質問をできるのかできないのかその辺を検討しながらやっていければ、スピーカーとの関係はさほど無いのかなと思いますが、そこら辺は我々と議会との協議をしながら、実施しながら議会運営がスムーズにできるように、議長さんと議員の皆さん方と協議しながら議会の方、今後とも進めていきたいと思いますので、よろしくご理解のほど、お願いいたします。

○五十嵐 司 議長 私に対する質問、次いでありましたけれども、まあ同一の議案に対して、やっぱり3回ということですが、2回やって、先ほど室井さん、鈴木さんもそうですけれども、途切れないで、やっぱり一応まとめておいて、3回されるようお願いしたいと思います。一回途切れちゃって、他の人やって、また、というのではなくて、出来るだけそのようにご協力を私の方からもお願いしたいと思います。

他に質疑ありませんか。

1 番大桃英樹君。

○1 番大桃英樹議員 2点ほど質問させていただきたいと思います。

火葬、ごみ処理そしてし尿処理、いずれも作業につきましては、困難といえますか危険を伴うもの。多くあるかと思えます。

また外部委託している一般ごみの収集であったり、資源ごみの収集であったり、こういったことに関しても、危険が伴うものである。

我々生活者が出したごみに対して危険が伴うということで一つは、危険防止のために広報というのが非常に必要かなと思います。また、ごみの減量化であったり、こういった環境を考えた上で、環境で売っている自然豊かな南会津ということで観光客にも来ていただいている中で、そういった啓蒙であったり、広報活動、非常に必要かなと思っておりますが、今回の当初予算の中でそういったものがあるのかなのか伺いたいと思います。

また、それに伴いまして危険回避のための防止策といたしましてどのよう

な研修を行ってらっしゃるのか。また、日常の業務の中で、そのような危険回避のための訓練であるとか日常業務の中にどのように反映されているのか伺います。

○五十嵐 司 議長 事務局長。

○渡部啓一 事務局長 1 番議員さんからのご質問にお答えいたします。

まず、収集なりの町民への啓蒙でございますが、こちらにつきましては、何回とは決めてございませんが、年間数回、構成町の担当者と協議をいたしまして、町の収集関係で不具合等、問題等ないか。という部分で出していたでいて、また、我々も業者の方からのそういった問題があれば、その場で提出して、それらを一つずつ解決しながら、協議を進めてございます。その中で広報なり示した方が、より一層効率がいいという場合には、町さんの広報を使わせていただきまして、それなりの啓蒙活動を実施していきたいと考えております。それと合わせまして、当組合では最近実施してございませんでしたが、リサイクル関係実施した時期に、リサイクルの啓蒙活動、こちらの方、組合と構成町と合わせまして、各町村、集落等、赴きましてセミナー等開いた実績もございます。そちらの方は、リサイクルでなきにしても、一般の収集に関しましても、問題点があるとか、住民からの要望があったという場合には、直ちに動ける体制はとっておりますので、その辺は構成町と協議しながら、実施していくというような内容で詰めてございます。

それと、危険回避でございますが、例年、年 2 回、許可業者、収集運搬委託業者、こちらの方との懇談会、それと安全大会、こちらの方、実施してございまして、安全大会につきましては、各委託業者、許可業者さんが実施しております、その中に我々が参加をさせていただいて、それぞれ協議するというような安全対策を実施するというような内容で進めてございます。こちらは東部、西部、同じ形で実施してございます。

それと、組合内での安全管理でございますが、こちらは随時、職員への啓蒙活動、こちらの方を実施してございまして、全体的に実施しているのが今現在では、年一度の避難訓練等は実施してございますが、その他は文書なり、口頭なりで各現場の方にお知らせしている部分でございます。

以上でございます。

○五十嵐 司 議長 1 番大桃英樹君。

○1 番大桃英樹議員 例えば、なにかあったら、それに対して対応する。というような内容の方針のように伺いました。当然、事故対策ということで事前にやっている部分と日々の業務の中であるということもお示しいただきましたが、しかしながら、例えば、委託業者におかれましては日々それぞれお任せしている中で、年2回の懇談会と安全大会で確認しているということでした。やはり、何か起こってからでは遅いという考え方もあろうかと思えます。

そういった観点から、今回当初予算ですので、当初予算を決める議会ですので、私といたしましては是非安全をしっかり守っていけるような体制を築いていただきたいことを要望したいと思っています。

ちなみにお聞きしますが、今年度、平成29年度1年間でそのような事故、そのような報告はございますでしょうか。

○五十嵐 司 議長 事務局長。

○渡部啓一事務局長 1 番議員さんのご質問にお答えいたします。

29年度で当組合で事故発生等の報告が挙げたのは2件ございまして、いずれも施設内での接触事故でございました。相手はございまして、当施設の建物にちょっと接触したとか、外の部分でございまして、それぞれの業者さんの方に報告いたしまして、事故報告をいただいて、その今後の対応ということで協議をして、全部修理をしてございます。

で、先ほどちょっと抜けたのでございますが、30年度予算の中にそういった安全対策費、盛り込んでいるのか。ということでございまして、そちらにつきましては今までの経緯の中でも、構成町さんをお願いする部分が大きかったものですから、当組合の予算の中では予算検査の部分で予算計上というのは挙げてございません。

以上でございます。

○五十嵐 司 議長 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

はい、じゃあ質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



#### ◎閉会の宣告

○五十嵐 司 議長 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

平成30年第1回南会津地方環境衛生組合議会定例会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午前11時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員